

「水郡線を活用したサイクルロゲイニング事業」業務委託仕様書（案）

1 業務名

水郡線を活用したサイクルロゲイニング事業

2 事業目的

玉川村（以下、「村」という。）では「日本一自転車が好きな村」を掲げ、交流人口・関係人口の拡大に向けた施策に取り組んでおり、令和6年度には、JR水郡線のサイクルトレイン区間が延伸され、本村に所在する「泉郷駅」、「川辺沖駅」を含む区間で利用可能となった。

本事業では、郡山駅から泉郷駅までの団体臨時列車を運行し、サイクルトレインを活用したサイクルロゲイニングイベントを開催することにより、サイクルトレインの認知度向上及び利用者数の増加を図るとともに、村内の自転車関連施設等との連携による地域の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年8月31日

4 履行期間

事業完了日：令和8年8月31日までとする。

5 業務内容

本事業における、サイクルロゲイニングイベントの実施日は6月28日（日曜日）とし、郡山駅10時05分発、泉郷駅10時50分着の団体臨時列車を使用するものとする。なお、発着時間は本プロポーザル実施時点での予定時刻であり、前後する可能性がある。

また、往路の団体臨時列車の運行に係る事前調整は村で行うが、事業実施に必要な調整は受託者が行い、運行等に係る経費についても受託者が負担するものとする。

（1）サイクルロゲイニングイベントの企画立案業務

サイクルトレインを利用したサイクルロゲイニングイベントの企画・運営全般を実施すること。コースの設定は、サイクルエイドを3か所以上設けるものとし、本村の自然環境や観光施設等の地域資源を活用するなど、参加者に本村の魅力を訴求できるものとする。

（2）イベントの管理運営業務

イベントを円滑に進行するため、エイドスポットをはじめとする会場の設営、救護体制の整備、記録、撤収業務を行うものとする。

（3）周知・広報業務

SNS等を活用し、イベント参加者の募集等を行うとともに、本村のスポーツツーリズムの取組み及び水郡線サイクルトレインについて周知・広報すること。

（4）イベント開催に伴う関係者等との連絡、調整及び許認可の取得

（5）打ち合わせ記録簿等の作成

（6）その他活動の円滑な実施に関する業務

6 成果品

事業報告書 1部

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

- ア 委託業務着手届
- イ 委託業務完了届
- ウ 実績報告書
- エ 上記6に示す事業成果品
- オ その他委託者が必要と認める書類等

8 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

9 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

10 完了

本業務は、実績報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

11 その他

- ・受託者が業務上で知り得た情報等を第三者に漏らしたり公言してはならないものとする。また、知り得た情報は本業務以外に使用してはならない。業務完了後も同様とする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。